

通所介護費

【規模区分】 通常規模通所介護費		3時間以上5時間未満				5時間以上7時間未満				7時間以上9時間未満			
	単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		単位数	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割			1割	2割			1割	2割	
要介護1	1日につき	380	4,142円	415円	829円	572	6,234円	624円	1,247円	656	7,150円	715円	1,430円
要介護2	1日につき	436	4,752円	476円	951円	676	7,368円	737円	1,474円	775	8,447円	845円	1,690円
要介護3	1日につき	493	5,373円	538円	1,075円	780	8,502円	851円	1,701円	898	9,788円	979円	1,958円
要介護4	1日につき	548	5,973円	598円	1,195円	884	9,635円	964円	1,927円	1,021	11,128円	1,113円	2,226円
要介護5	1日につき	605	6,594円	660円	1,319円	988	10,769円	1,077円	2,154円	1,144	12,469円	1,247円	2,494円

【加算】 \* 該当加算は○印

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	該当加算 ○印	
延長加算 (7時間以上9時間未満に引き続く場合)	9時間以上10時間未満	+50	545円	55円	109円	
個別機能訓練加算 I	1日につき	+46	501円	51円	101円	
個別機能訓練加算 II		+56	610円	61円	122円	
中重度者ケア体制加算	1日につき	+45	490円	49円	98円	
認知症加算	1日につき	+60	654円	66円	131円	
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	+60	654円	66円	131円	
サービス提供体制強化加算 I イ	(I・IIいずれか算定) 1日につき	+18	196円	20円	40円	
サービス提供体制強化加算 I ロ		+12	130円	13円	26円	
サービス提供体制強化加算 II		+6	65円	7円	13円	○

介護職員処遇改善加算(I)	1月につき	* 総単位数×5.9% 1単位数未満の端数は四捨五入
---------------	-------	-------------------------------

\* 総単位数とは、要介護度別基本サービス費+各種加算・減算

当該加算は、すべての契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

【減算】

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	
事業所と同一建物に住居する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき	-94	-1,024円	-103円	-205円

\*ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

送迎なし(片道)	1回につき	-47	-512円	-52円	-103円
----------	-------	-----	-------	------	-------

## 介護予防通所介護費・第1号通所事業費

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額	利用者負担額
			1割	2割
・要支援 1 ・事業対象者	1月につき	1,647	17,952円	1,796円 3,591円
・要支援 2 ・一時的に支給限度額変更 を行った事業対象者	1月につき	3,377	36,809円	3,681円 7,362円

【加算】 \* 該当加算は○

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額	利用者負担額	該当加算 ○印	
			1割	2割		
運動器機能向上加算	1月につき	+225	2,452円	246円	491円	
若年性認知症利用者受入加算		+240	2,616円	262円	524円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援1・事業対象者		+72	784円	79円	157円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 要支援2・一時的に支給限度額 変更を行った事業対象者		+144	1,569円	157円	314円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 要支援1・事業対象者		+48	523円	53円	105円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 要支援2・一時的に支給限度額 変更を行った事業対象者		+96	1,046円	105円	210円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1・事業対象者		+24	261円	27円	53円	○
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2・一時的に支給限度額 変更を行った事業対象者		+48	523円	53円	105円	○

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	* 総単位数×5.9% 1単位未満の端数は四捨五入
---------------	-------	------------------------------

\* 総単位数とは、要支援別基本サービス費+各種加算・減算

当該加算は、すべての契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

### 【減算】

事業所と同一建物に住居する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護・第1号通所事業を行う場

	(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額	利用者負担額
			1割	2割
・要支援 1 ・事業対象者	1月につき	-376	-4,098円	-410円 -820円
・要支援 2 ・一時的に支給限度額変更を行った 事業対象者	1月につき	-752	-8,196円	-820円 -1,640円

ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

## 通所介護費・介護予防通所介護費

【介護保険給付対象外サービスの利用料】

昼食代	1食	650円
おむつ代	1組	実費
個別に希望される活動に係る費用	1回	実費
サービス実施記録等の複写物の請求	1枚	10円

【昼食代不要時の負担額】 \* 前日が休業日の場合は、直前の営業日

利用日の前日午後5時までに連絡をいただいた場合	負担額なし
利用日の前日午後5時から、当日午前9時までに連絡をいただいた場合	400円
利用日の当日午前9時以降に連絡をいただいた場合	650円